発行番号: 30号、32号

発行日: 2007年12月(30号)、2008年2月(32号) 内容: ベトナム現地法人の各種登記事項に関して 筆者: IGL (VIETNAM) CO., LTD. ファム・タイ・ヒエン

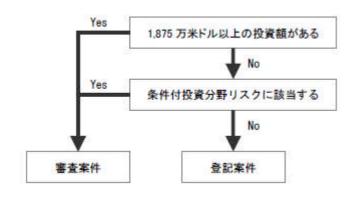
ベトナムはWTOへの正式加盟以降、外国からの投資が増加傾向にある。計画投資省の統計によると、2007 年1~9月期の外国のベトナム投資総額は前年比34.6%増加の110 億ドルに上っている。また、ベトナムは投資先として、最も魅力的な国として世界の141 カ国中、第6位 と報告されており、今後ますます外国企業の進出が増えるものと予想される。本稿ではコンプライアンスの観点から、ベトナム現地法人を設立する際、また設立後において、どのような登記をする必要があるか概要を述べる。

法人設立-投資案件登録

1.概要

2006 年7月1日より共通投資法と統一企業法が施行されたことに加え、2007 年1月19 日のWTO 正式加盟以降、基本的に外資企業とローカル企業の差別はなくなり、ベトナム政府は外国人投資 家に対し、より透明性の高い投資誘致政策を実施しているほか、申請書類の種類が少なくなったり、地方当局でも申請を受理できるようになっている。

外国人投資家により登記する法人(以下"案件"という)に関しては、審査案件と登録案件と二つに 分類される。具体的には下図の通り。



審査機関は投資分野により、政府、各省の人民委員会、あるいは工場団地・輸出加工区の管理委員会にわかれる。従って、ベトナムに投資する外国人投資家はまず、事業範囲および規模を明確にしなければならない。次に、その範囲は投資が禁止、あるいは外資制限されている分野であるかどうかを調べなければならない。特に、WTO 加盟条約のロードマップや国際組織における加盟条約の内容を精査する必要がある。

2.投資ライセンスの手続

2.1 投資形態および設立される会社の形態

2.1.1)投資形態:

通常は、独資(100%外資)と合弁がある。有望かつ信頼できるベトナムパートナーが存在する場合を除き、ほとんどの外国人投資家は独資という形で投資する。なお、2007 年9月5日より施行された法令139/ND-CP の9条によると、外国出資比率49%以下の合弁会社を設立する手続きは、ローカル会社の設立手続きと同様になった。この規定により、ベトナムの投資誘致政策が強化され、新たな投資ブームが起きると予測されている。

2.1.2)会社の形態:

原則として、外国人投資家は、有限会社、株式会社、または個人であれば合名会社を設立できる。 しかし、株式会社の設立手続きは一般的に困難であり、管理の煩雑さも伴うこと、合名会社を設立 すると無限責任を負うことになることから、現時点では有限会社を設立するのが一般的になってい る。

2.2 有限会社を設立する書類:

2.2.1)登記案件:

- ・ 投資ライセンスの申請書
- ・設立される会社の定款
- ・ 外国人投資家の身分証明書(登記簿、パスポート)
- ・ 直近2期分の決算報告書
- ・ 出資者のリスト
- ベトナム現地法人の法的代表者のパスポート
- ・ 親会社の法的代表者のパスポート
- オフィスの賃貸契約書
- ・ 合弁契約(合弁先がある場合)

2.2.2)審査案件:

- ・ 投資ライセンスの申請書
- ・設立される会社の定款
- ・ 外国人投資家の身分証明書(登記簿、パスポート)
- ・ 直近2期分の決算報告書
- ・ 出資者のリスト
- ・ ベトナム現地法人の法的代表者のパスポート
- ・ 親会社の法的代表者のパスポート
- ・オフィスの賃貸契約書
- ・ 合弁契約(合弁先がある場合)
- 事業案件のフィージビリティー・スタディ

・ 投資案件の目標、規模、投資額、実施スケジュール、技術、環境への影響等に関する説明書 3.受理機関

受理機関は、工業団地委員会、輸出加工区委員会、あるいは各省の計画投資省

4.受理期間

- ・登記案件:書類が揃ってから、営業日で15 日以内
- ・審査案件:書類が揃ってから営業日で30 日以内、

さらに必要な場合は45 日以内

法律上、上記のように受理期間が定められているが、実務上では、投資ライセンスが取得できるまで1~2カ月間がかかる。これはWTO 加盟条約、共通投資法、統一企業法のガイドラインとなる政令、通達が発行されていないため、実務上の手続きが明確になっていないところが多いことによる。また、受理機関および関連機関が、案件の審査や投資認可に関しての規定変更のスピードに追いついていないことから、受理期間が延び、投資家に迷惑をかけることが多いのも実情だ。

<u>5.留意点</u>

5.1 書類の公証

投資家が外国の会社である場合、ベトナムへの進出手続きを行う際に、会社の登記簿謄本と決算報告書類を提出しなければならない。またベトナムの規定により、外国投資家が日本の公証役場による公証を取った後、在日ベトナム大使館あるいは総領事館にて書類のベトナム語への翻訳とその公証を行わなければならない。実務上では、ベトナム現地法人の設立ライセンスに掲載される親会社の社名・住所などが正確に訳されないため、翻訳書類の訂正および公証を再度行わなければならず、時間が掛かる事例が多くあるので、注意が必要である。

5.2 事務所賃貸契約

個人所有の事務所を借りる場合には、借り手と貸し手の両側がベトナムの公証役場において、公証人の前で契約に署名し、公証手続きを行う必要がある。会社所有の事務所を借りる場合は、まずその会社の営業許可書の中に「オフィスリース」の事業内容が入っているか否かを慎重に確認する必要がある。また、オーナー会社の営業許可書だけではなく、事務所に関する法的資料(所有権証明書・物件の建設許可書など)を要求される事例もあったので、オーナー会社より事務所の法的資料を前もって入手するのが望ましい。

5.3 会社名称

個人の投資家の場合、ベトナムの統一企業法の規定に従い、会社の名称はベトナム語で表示するか、ベトナム語で発音できなければならない等の制限が付けられている。実務上の対応としては、 投資家がまず英語で社名を付け、ベトナム語に同じ意味で翻訳した後、それが他社の名称に重複 している、あるいは誤解を招くかをベトナムの投資管轄機関に確認することをお勧めする。

法人の投資家の場合は、ベトナム法人の親会社の名称の全部または一部を利用し、ベトナム法人

の名称を作ることができる。ただし、親会社の名称の全部または一部を使わない社名を付けるケースは、上記の個人投資家の場合と同様に会社の名称を付けなければならない。

5.4 資本

現行の投資法では、振込法定資本金の最低額を定めた規定はないが、実務上では、著しく少ない資本(2万ドル未満)で会社設立申請すると、案件の実現可能性について解説するように投資管轄機関に要求される場合がある。また、今後の営業活動のために借り入れる予定の資本金の登録は言及していないが、外国からの借入に関する規定によると、借入資本を登録しない限り、企業は外国から中長期ローンをすることができない。そこで、親会社から借り入れる予定があれば、会社設立申請の際、振込法定資本金のほかに借入資本も登録しておいたほうが便利である。なお、借入資本を登録しても、後で必ず予定通り借入れなければならないとの規定はない。

III.ライセンス取得後の各種登記手続

<u>1.会計</u>

投資証明書が発行された月の翌月の25 日までに、企業は法人税仮申告・給与予算登録・固定資産償却方法の登録・会計年度登録・外貨による記帳の登録および帳簿システム等の最初の諸登記手続を実施しなければならない。具体的には以下の通りである。

①固定資產償却方法登録

ベトナムでは固定資産償却に関しては、以下の三つの方法がある。

- ・定額法
- · 定率法
- · 生產高比例法

このうち定額法は資産の原価を使用年数に配分する方法で、処理が容易であることから、多くの企業に採用されている。

②会計年度登録

ベトナムにおける外資企業は、ベトナムローカル会社と異なり、毎年の会計監査を受けることが義務付けられている。そこで、社内の会計業務および税務局の管理業務のために、企業が会計年度を決めた上、それを税務局に通知する必要がある。なお、会社の会計年度の終了する月は会社の判断により3月、6月、9月、12月から選ぶことができる。

③外貨による記帳の登録

ベトナムにおける外資企業はベトナムドン建てで記帳するのが一般的であるが、ベトナムドン以外 の外貨での記帳が必要な場合は申請することができる。

特に、外貨による取引の割合が多い外資企業は、ベトナムドン建てでの帳簿記帳を不便に感じる 場合もあるので、外貨使用の申請が可能となっている。

④記帳方法登録

企業は次の4つの方法から記帳方法を選択の上、それを税務局に登録する。

- · General Voucher(一般仕訳帳)
- · Book voucher
- · Voucher Journal
- · Ledger Voucher

上記の中で、一般仕訳帳は処理が簡単であるほか、日本および国際的に認められている一般的な方法であり、ほとんどの企業に採用されている。

2.税務

①税コード登録

税コードは企業が納税の際に使用するもので、税務局もこれによって企業の納税状況を管理している。規定では、投資証明書が発効してから10 日間以内に企業は税コードを税務局で登録しなければならない。なお、企業が原材料や商品等の輸出入活動も行えば、この税コードを輸出入コードとしても利用できる。

規定では、企業が社印を取得していない限り、税コードを登録することができないとされている。しかし、ベトナムの投資管轄機関の対応がいまだ遅いため、投資証明書取得日は投資証明書発効日よりかなり遅れるのが実情である。従って、税コードの登録に関して投資家の対応も遅れてしまい、50万~150万ドン(約30~95米ドル相当)の罰金を科される可能性がままある。実務上では、企業が遅延理由の説明書と押印追加誓約書を税コード登録書類と一緒に税務局に提出することにより、罰金を科されることなく税コードを登録することが可能である。。

② 登録税

企業は会社設立時と毎年1月末に登録税を納付しなければならない。なお、登録税の納税額は投資証明書に載せる資本金に基づき上記の通り規定されている。

なお、6月までに設立された企業は年間の納税額、7月以降に設立された企業は年間の納税額の 半分を払う。

資本金	納付額
20億ドン未満	100 万ドン
(12 万5,000 米ドル相当)	(62.5 米ドル相当)
20 億ドン~50 億ドン未満	150 万ドン
(12 万5,000 米ドル~31 万2,500 米ドル相当)	(93.75米ドル相当)
50 億ドン~100 億ドン未満	200 万ドン
(31 万2,500 米ドル~62 万5,000 米ドル相当)	(125 米ドル相当)
100 億ドン以上	300 万ドン
(62 万5,000 米ドル相当~)	(187.5米ドル相当)

支店、ショップ、営業所	100 万ドン
	(62.5 米ドル相当)

③個人所得税(PIT)

企業は個人所得税が発生してから翌月20 日までに従業員のPIT を申告、納税しなければならない。個人所得税の課税対象は下記の通りである。

- ・国内での就業あるいは外国への出張・人事派遣で所得が発生したべトナム人
- ・ベトナムで働いている外国人
- ・ベトナムに駐在しないが、ベトナムで発生した所得のある外国人

原則としては、PIT コードを持つ個人が自分のPITを申告および直接納税することが可能である。 ただし、個人による申告・納税はかなり複雑で時間が掛かるので、実際は各企業が外国人とベトナム人の従業員に代わり、PIT の申告および納付をしている。なお、個人のPIT コードによりPIT の申告および納税が必要となるのは、個人が多くの源泉から所得があり、それをまとめて一カ所で納付することができない場合である。

④外国契約者税

外国契約者税は、ベトナムにおける組織あるいは個人と契約を締結することで所得が生じたベトナムの法人資格を有さない外国組織、独立就業の外国人に課税する税である。規定により、納税義務を負う側は基本的には契約書で定められるが、通常は外国契約者により負担されている。また、外国契約者がベトナム会計システムを適用しない場合には、契約価格価値の支払いを終えてから10日間以内に、ベトナム側が外国契約者に代わり、税金の申告および納付をすることとなっている。

⑤法人所得税(CIT)

法人所得税は、企業の売り上げから経費を除いた後の利益に直接課税される。企業は四半期終了から30 日以内に、前四半期のCIT の仮申告および予定納税をする。また企業は、西暦あるいは会計年度終了後90 日以内に、CIT の確定申告および確定納税をしなければならない。予定納付した額が確定申告額より多い場合には、翌年に還付をうけることができる。

なお、現行のCIT 標準税率は28%であるが、税制優遇措置を受けて10%、15%または20%にて納税している企業が多い。

法人所得税の計算方法 課税所得=実際の売上-当期の損金+他所得

⑥給与予算登録

納税額=課税所得 x 税率

上記の法人税仮申告とともに、会計年度内に従業員に支払う給与の予算を税務局に登録する必要がある。ベトナム政府が、企業が従業員に対する給与支払い義務を十分に果たしているかどうか

を確認することが目的である。

⑦付加価値税(VAT)

付加価値税はベトナムにおける生産・経営・消費に使われる商品およびサービスの付加価値に対して課税するものである。現在は、商品およびサービス類ごとに規定される0%、5%および10%の3つの税率が存在している。VAT 課税商品・サービスの販売、生産およびVAT 課税商品の輸入出を行う企業は、毎月の20 日までに前月分のVAT の申告および納付が義務付けられている。

3.人事労務

①従業員登録

営業活動に入ってから30 日以内、また6カ月に1回、および従業員(外国人の従業員を含める)の 増減が発生した時に、企業は労働局へ従業員の状況を早急に通知する必要がある。

②社会保険•医療保険

従業員との労働契約を締結してから30 日以内に、従業員が労働法に規定された権利を十分に受けられるように、企業は従業員の社会保険参加申込書類を社会保険管理機関に提出する義務がある。従業員の社会保険と医療保険の納付率は以下の通りである。

社会保険

- 会社は従業員の労働契約書に記載された給与の15%を納付
- 従業員は労働契約書に記載された給与の5%を納付

医療保険

- 会社は従業員の労働契約書に記載された給与の2%を納付
- 従業員は労働契約書に記載された給与の1%を納付

従業員の給与がNET(個人所得税と各種保険を控除した手取り)で決まっている場合は、会社が 従業員のための社会保険と医療保険として、従業員との労働契約書に記載された給与の23%を 納付することになる。ただし、この方法を使用した場合、個人所得税の計算が複雑になるため、あ まりお勧めしない。なお、保険料の申告・納付期限は毎月の20 日までであるが、実務上は四半期 に一回、申告・納付を行えば良い。

③就業規則登録

会社は設立6カ月以内に会社の就業時間・社内規則ほか、違反に対する処罰等を記載した就業規則の案を労働局あるいは工業団地・輸出加工区の管理委員会に提出しなければなならない。管轄機関は企業の就業規則の案を受け取ってから営業日10日以内にその適法性について企業に書面にて返答する義務がある。もし上記期限内に、管轄機関からの返答が無ければ、提出された就業規則は適法で、自動的に有効となるものとされているⁱⁱⁱ。

④給与システム登録

企業は就業規則以外に、会社が設立された日から6カ月以内に会社の給与システムを労働傷兵 社会局に登録する必要がある。同給与システムは給与・賞与・社内での役職・給与の支払方法・従 業員のための福利厚生等を規定する。同給与システムは実際に適用される前に労働組合執行委 員会の意見を参照し、また社内で公開しなければならない。

⑤就業許可申請

ベトナムで働いている外国人のうち以下の条件に含まれない場合は就業許可書を取得しなければ ならない。

- ・ベトナムでの就労が3カ月未満、もしくは重大な事故を解決するためにベトナムに滞在 する外国人
- ・会社の取締役である外国人
- ・駐在員事務所の所長または支店長として働いている外国人
- ・ベトナム政府に認証された専門家証明書を持つ外国人の弁護士

なお、就業許可書の期間は基本的には労働契約に基づくが、3年以上を超えてはならないとされている。ただし、就業許可書の期間が切れる30 営業日より前に、就業許可書の延長を申請することができる。

延長期間も3年以内だが、期限満了までにその外国人に代わり業務を遂行できるベトナム人がいまだ見つからない場合、省の人民委員会の承認があれば、2回目の延長が可能であるiv。

4.その他

①銀行口座開設

企業は社印を取得した後、早めに口座開設することをお勧めする。特に、下記の企業管理登録手続きを実施する際、取引銀行の押印のあるドン建ての口座開設済証明書を提出する必要がある。つまり、ドル建ての資本口座以外に、企業の支払い・納税・各種の取引を円滑に行うため、少なくともドン建てでの口座を1つ開くことが必要である。

②企業管理登録

企業は税コードが発行された日から15 日間以内に、企業管理登録手続きを税務局にて実施する。 税務局が会社の担当者を確認し、またその担当者から今後の税対応などに関する説明を受けるの が本手続きの目的なので、企業の会計担当者が本手続きを実施することが望ましい。

③ローン登録

1年以上の中長期ローンが発生する場合、中央銀行が外国からの資本を管理するため、企業は中央銀行にその中長期ローンを登録する義務がある。上記の第II 目5 項5.4 に言及してあるように、企業の投資証明書上で払込法定資本金額と投資資本金額が同じ場合、企業が借入資本金を登録していないということになり、外国から借入をする前に、借入資本金を登録する必要がある。

④印鑑登録

印鑑は、会社のすべての資料の法的正当性を確定するために押印される重要なものである。その ため、会社は設立後早めに公安局で印鑑登録手続きを行うことを要する。

⑤会社設立についての新聞公告

会社が設立されてから30 日以内に、会社が設立されたことを通常の新聞か電子新聞にて3回継続して公告しなければならない^{vi}。

i国連貿易開発会議 (UNCTAD) の調査レポートによる。

[&]quot;通達 85/2007/TT-BTC II 部、I 目、1項

ⁱⁱⁱ政令 33/2003/ND-CP の第1条3項

^{iv}政令 33/2003/ND-CP の第1条3項

^{*}通達09/2004/TT-NHNN の第1章II 項18(d)点および国家銀行のオフィシャルレター

^{4521/}NHNN-QLNH

vi政令 53/2007/ND-CP の第 38 条1項